

(別表 2)

対象経費		地域の緑化活動
整備に係る経費	補助対象項目	<p>①植物材料費【肥料含む】(樹木(支柱含む)・地被類・ツタ類・草花等(種子は除く。1～2年生草本は初回のみとし、完了日までに植栽するものに限る。))</p> <p>②芝生整備資材費(芝・肥料等)</p> <p>③土壌改良費</p> <p>④基盤整備費(暗渠設置・灌水施設設置・植樹設置)</p> <p>⑤高木(高さ3m以上)植栽施工費(植樹(植穴掘、土壌改良材等の混入、植付、埋戻し、養生)、支柱設置)</p> <p>⑥作業器具【整備用】(スコップ・移植ゴテ・クワ・トンボ・コーン等)</p> <p>⑦作業器具【管理用】 (ホース・ジョウロ・剪定バサミ・芝刈機・エアレーション器具・養生シート・芝生保護材等)</p> <p>⑧明示板設置費</p> <p>⑨その他、植栽実施に不可欠と判断される経費</p> <p>※③④については施工費を含めた外部発注も可能</p> <p>※⑤については、地域の緑化組織で施工困難な場合、外部発注の経費として計上可能</p> <p>※⑥⑦については、1品目あたりの単価が10万円未満(消費税含む)のものに限る。</p> <p>なお、芝刈り機の購入に当たって、芝生の規模・形状に応じた機種選定を行う場合は、この限りではない。</p>
	補助対象経費(A)	全額補助対象とする
活動経費	補助対象項目	<p>①講師謝礼(技術指導費含む)</p> <p>②研修会開催費(会場費等)</p> <p>③通信連絡費(切手代・封筒代等)</p> <p>④資料作成費(コピー代・インク代・写真代等)</p>
	補助対象経費(B)	$B \leq A \times 1/3$ の範囲で補助対象とする